

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県会計事務集中処理規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示（地方卸売市場の開設者及び告示の廃止）の一部改正	（農産物マーケティング戦略課、水産流通課） 2
◎告示（地方卸売市場の卸売業者及び告示の廃止）の一部改正	（ " ） 2
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令	（畜産振興課） 2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（3件）	（治山林道課） 3
○公共測量の終了の通知	（用地対策課） 3
○道路の供用開始	（道 路 課） 3
公 告	
○肥料の登録	（環境農業推進課） 4
○肥料の登録の有効期間の更新	（ " ） 4
○肥料の登録の失効	（ " ） 5
○普通肥料の検査の結果の概要	（ " ） 5
○特殊肥料の検査の結果の概要	（ " ） 6
高知県監査委員訓令	
◎高知県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	7

規 則

高知県会計事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第9号

高知県会計事務集中処理規則の一部を改正する規則

高知県会計事務集中処理規則（平成19年高知県規則第110号）の一部を次のように改正する。

第1条中「賃金」を「給料、手当」に改める。
 第2条中「（県外事務所を除く。以下同じ。）」を削る。
 第3条中「学校」を「県外事務所」に改め、「及び第2号」を削り、「を除く」を「に限る」に改め、同条第1号中「非常勤職員に係る報酬、社会保険料、労働保険料及び退職記念品料」を「会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に係る報酬、給料、手当、費用弁償、社会保険料及び労働保険料」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1項第1号を削り、同項第2号中「第3条第3号」を「第3条第2号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「第3条第9号及び第11号」を「第3条第8号及び第10号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第3条第10号」を「第3条第9号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第3条第13号」を「第3条第12号」に改め、同号を同項第4号とする。

第6条中「非常勤職員又は臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に、「臨時・非常勤職員システム」を「会計年度任用職員システム」に改める。

第9条中「臨時・非常勤職員システム」を「会計年度任用職員システム」に改める。

第10条中「賃金」を「給料、手当」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（公営企業局との協議）

第10条 公営企業局が任用する会計年度任用職員に係る給料、手当、社会保険料及び労働保険料の支給事務の集中化のために必要な事項については、別に協議して定めるものとする。

別表中「臨時・非常勤職員システム」を「会計年度任用職員システム」に、「雇用計画書」を「任用計画書」に、「雇用計画送信確認書」を「任用計画送信確認書」に、「雇用何決裁確認書」を「任用何決裁確認書」に、「臨時的任用職員賃金支給調書兼領収書」を「会計年度任用職員（パートタイム）報酬等支給調書兼領収書」に、「臨時的任用職員賃金支給調書」を「会計年度任用職員（パートタイム）報酬等支給調書」に、「非常勤職員報酬支給調書兼領収書」を「会計年度任用職員（フルタイム）給料等支給調書兼領収書」に、「非常勤職員報酬支給調書」を「会計年度任用職員（フルタイム）給料等支給調書」に、「非常勤職員報酬精算調書」を「会計年度任用職員（フルタイム）給料等精算調書」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県会計事務集中処理規則の規定は、この規則の施行の日以後に任用される地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係る経費について適用し、同日前に雇用された非常勤職員及び臨時的任用職員に係る経費については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第152号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の地方卸売市場の開設の許可をしたので、平成23年4月高知県告示第236号（地方卸売市場の開設者及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

表中

44	株式会社須崎青果	須崎市妙見町351番地1	高知県西部地方卸売市場	須崎市妙見町351番地1	青果物	令和元年6月11日
----	----------	--------------	-------------	--------------	-----	-----------

を

44	株式会社須崎青果	須崎市妙見町351番地1	高知県西部地方卸売市場	須崎市妙見町351番地1	青果物	令和元年6月11日
45	高知県漁業協同組合	高知市本町一丁目6番21号	地方卸売市場高知県漁協佐賀魚市場	幡多郡黒潮町黒潮1-1	水産物	令和2年3月2日

に改める。

高知県告示第153号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の地方卸売市場の卸売業務の許可をしたので、平成23年4月高知県告示第237号（地方卸売市場の卸売業者及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

表中

52	株式会社須崎青果	須崎市妙見町351番地1	高知県西部地方卸売市場	青果部	令和元年6月11日
----	----------	--------------	-------------	-----	-----------

を

52	株式会社須崎青果	須崎市妙見町351番地1	高知県西部地方卸売市場	青果部	令和元年6月11日
53	高知県漁業協同組合	高知市本町一丁目6番21号	地方卸売市場高知県漁協佐賀魚市場	水産物部	令和2年3月2日

に改める。

高知県告示第154号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 実施の目的
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため
- 2 実施の内容
(1) 発生の予防

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	県内一円	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育されている雄牛 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育されている牛 4 その他知事が検査が必要であると認める牛	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する検査の方法
伝達性海綿状脳症	〃	月齢若しくは推定月齢が満48月以上で死亡した牛（死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛であって、月齢又は推定月齢が満96	〃	〃

		月未満で死亡した牛を除く。)又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体		
腐 ^カ 蛆 ^シ 病	〃	知事が検査が必要であると認める蜜蜂	〃	通常行う方法
その他の監視伝染病	〃	知事が検査が必要であると認める家畜	〃	〃

(2) 発生の予察

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
アカバネ病	県内一円	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	通常行う方法
チュウザン病	〃	牛、水牛、めん羊及び山羊	〃	〃
アイノウイルス感染症	〃	牛、水牛及び山羊	〃	〃

イバラキ病	〃	牛及び水牛	〃	〃
牛流行熱	〃	〃	〃	〃
高病原性鳥インフルエンザ	〃	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	〃	〃

高知県告示第155号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和42年10月農林省告示第1424号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第156号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和42年10月農林省告示第1584号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第157号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和42年12月農林省告示第1976号（四に限る。）
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第158号

土佐市長から令和元年11月高知県告示第475号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年1月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和2年3月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 中土佐佐賀
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町矢井賀字後山乙520番37から	465	令和2年3月17

高岡郡中土佐町矢井賀字後山乙565番1まで	日
-----------------------	---

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料の登録をした。
令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第701号	副産石灰肥料	副産石灰 TM1号	アルカリ分 47.5 く溶性苦土 5.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	令和8年1月20日

~~~~~  
肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

| 登録番号     | 肥料の種類     | 肥料の名称       | 保証成分量 (%)                      | その他の規格                                    | 生産業者     |               | 有効期限      |
|----------|-----------|-------------|--------------------------------|-------------------------------------------|----------|---------------|-----------|
|          |           |             |                                |                                           | 氏名又は名称   | 住所            |           |
| 高知県第643号 | 混合有機質肥料   | ペレット土州魂560緑 | 窒素全量<br>5.0<br>りん酸全量<br>6.0    | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。 | 株式会社古田産業 | 高知市五台山3983番地5 | 令和7年6月19日 |
| 高知県第661号 | 炭酸カルシウム肥料 | 15苦土炭酸石灰    | アルカリ分<br>53.0<br>可溶性苦土<br>15.0 | 〃                                         | 〃        | 〃             | 令和7年5月16日 |

|          |           |              |                          |                                           |          |                     |            |
|----------|-----------|--------------|--------------------------|-------------------------------------------|----------|---------------------|------------|
| 高知県第662号 | 〃         | 粒状15苦土炭酸石灰   | 〃                        | 〃                                         | 〃        | 〃                   | 〃          |
| 高知県第665号 | 〃         | 50粒状石灰特号     | アルカリ分 50.0               | その他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。                  | 広浦鉱業株式会社 | 東京都品川区二葉一丁目6番2号     | 令和8年1月23日  |
| 高知県第666号 | 〃         | 粒状15苦土炭酸石灰特号 | アルカリ分 53.0<br>可溶性苦土 15.0 | 〃                                         | 〃        | 〃                   | 〃          |
| 高知県第688号 | 副産石灰肥料    | 粒状貝殻石灰S1号    | アルカリ分 45.0               | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。 | 四国物産株式会社 | 香川県観音寺市昭和町二丁目4番5号   | 令和7年5月13日  |
| 高知県第689号 | 〃         | 〃            | 〃                        | 〃                                         | 〃        | 〃                   | 〃          |
| 高知県第690号 | 炭酸カルシウム肥料 | 粒状苦土炭酸石灰S1号  | アルカリ分 53.0<br>可溶性苦土 15.0 | 〃                                         | 〃        | 〃                   | 〃          |
| 高知県第691号 | 〃         | 苦土炭酸石灰S1号    | 〃                        | 〃                                         | 〃        | 〃                   | 〃          |
| 高知県第692号 | 消石灰       | 東方70消石灰      | アルカリ分 70.0               | 該当なし                                      | 東方工業株式会社 | 佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目13番10号 | 令和7年9月15日  |
| 高知県第697号 | 混合有機質肥料   | 混合有機(十市)     | 窒素全量 4.9<br>りん酸全量 4.9    | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥            | 株式会社古田産業 | 高知市五台山3983番地5       | 令和7年11月21日 |

|          |   |           |                       |             |   |   |   |
|----------|---|-----------|-----------------------|-------------|---|---|---|
|          |   |           |                       | 料の公定規格のとおり。 |   |   |   |
| 高知県第698号 | 〃 | 混合有機(味の精) | 窒素全量 6.6<br>りん酸全量 7.7 | 〃           | 〃 | 〃 | 〃 |

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。  
令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

| 登録番号     | 肥料の種類   | 肥料の名称        | 保証成分量 (%)             | その他の規格                          | 生産業者     |            | 失効年月日      |
|----------|---------|--------------|-----------------------|---------------------------------|----------|------------|------------|
|          |         |              |                       |                                 | 氏名又は名称   | 住所         |            |
| 高知県第554号 | 魚かす粉末   | 6.0肥料用魚かす粉末  | 窒素全量 6.0<br>りん酸全量 8.0 | 該当なし                            | 星上物産株式会社 | 南国市小籠926番3 | 平成30年2月28日 |
| 高知県第571号 | 混合有機質肥料 | 魚腸ニシメ混合有機質肥料 | 窒素全量 6.0<br>りん酸全量 7.0 | 含有を許される有害成分の最大量は、普通肥料の公定規格のとおり。 | 〃        | 〃          | 〃          |
| 高知県第590号 | 魚廃物加工肥料 | 魚廃物加工肥料      | 窒素全量 4.5<br>りん酸全量 6.5 | 含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。      | 〃        | 〃          | 〃          |

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

令和2年2月分

| 肥料の種類等  | 保証票添付者     | 肥料の名称       | 検査の結果の概要    |      |        |        | 備考 |
|---------|------------|-------------|-------------|------|--------|--------|----|
|         |            |             | 分析検査        |      | 保証票の検査 | その他の検査 |    |
|         |            |             | 項目          | 指摘事項 |        |        |    |
| 消石灰     | 田中石灰工業株式会社 | 65消石灰       | 主成分-A L     |      |        |        |    |
| 〃       | 井上石灰工業株式会社 | 粒状60消石灰     | 〃           |      |        |        |    |
| 混合有機質肥料 | 株式会社古田産業   | ペレット土州魂560緑 | 主成分-T N、T P |      |        |        |    |

備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出して検査した結果である。  
 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。  
 3 主成分の略号は、次のとおりである。  
 A L-アルカリ分、T N-窒素全量、T P-りん酸全量

~~~~~  
 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和2年3月17日

高知県知事 濱田 省司

令和2年2月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要		備考
たい肥	恒石 知則	恒石堆肥	T N	1.71%	
			T P	2.57%	
			T K	2.37%	
			C/N	15.6	
			水分	41.6%	
〃	三本 善敬	みもと堆肥	T N	1.04%	
			T P	1.88%	
			T K	1.69%	
			C/N	23.0	
			水分	49.8%	
〃	宮崎 直輝	みやざきたい肥	T N	0.41%	

			T P	0.22%
			T K	0.55%
			C/N	33.0
			水分	73.9%

備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。
 T N-窒素全量、T P-りん酸全量、T K-加里全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。

監 査 委 員 訓 令

高知県監査委員訓令第1号

監査委員事務局

高知県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月17日

高知県代表監査委員 植田 茂

高知県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

高知県監査委員事務局事務決裁規程（昭和50年3月高知県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号及び第4条第1項第4号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。